土木森林環境委員会会議録

日時　　　　平成２６年３月６日（木）　　　　　　　　開会時間　午前１０時０３分
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　閉会時間　午後　３時１５分

場所　　　　防災新館３０４会議室

委員出席者　委員長　　　山田　一功
　　　　　　副委員長　　永井　　学
　　　　　　委　員　　　髙野　　剛　　浅川　力三　　望月　　勝　　保延　　実
　　　　　　　　　　　　齋藤　公夫　　樋口　雄一　　安本　美紀

委員欠席者　なし

説明のため出席した者
　　　　　　森林環境部長　守屋　守　　林務長　長江　良明
　　　　　　森林環境部理事　高木　昭　　森林環境部次長　石原　三義
　　　　　　森林環境部技監　佐野　克己　　森林環境総務課長　芹沢　正吾
　　　　　　大気水質保全課長　山口　幸久　　環境整備課長　保坂　公敏
　　　　　　みどり自然課長　上島　達史　　森林整備課長　江里口　浩二
　　　　　　林業振興課長　田邉　幹雄　　県有林課長　島田　欣也
　　　　　　治山林道課長　小林　均

議題　（付託案件）
※第２号　　山梨県森林審議会委員定数条例制定の件
※第１３号　山梨県環境影響評価条例中改正の件
※第１４号　山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例中改正の件
※第２９号　山梨県森林総合研究所手数料条例等中改正の件
※第３７号　山梨県緑化センター設置及び管理条例廃止の件
※第５７号　林道事業施行に伴う市町村負担の件

※請願第２５－４号 明野処分場の早期閉鎖を求めることについて

（調査依頼案件）
※第３８号　平成２６年度山梨県一般会計予算第１条第２項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第２条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの
※第３９号　平成２６年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算
※第４８号　平成２６年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

審査の結果　　付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、いずれも原案に賛成すべきものと決定した。
　また、請願第２５－４号は、請願事項の１「明野処分場を早期に閉鎖し、できるだけの安全対策を講じるよう、山梨県及び財団法人山梨県環境整備事業団に求めること」についてのみ、採択すべきものとし、請願事項の２「明野処分場に支出されている補助金、貸付金等について、今後支出しないこと」につい

ては、不採択すべきものと決定した。

審査の概要　　午前１０時０３分から午後３時１５分まで（午後０時２分から午後０時３分まで、午後０時５分から午後１時３１分まで休憩をはさんだ）森林環境部関係の審査を行った。

主な質疑等　　森林環境部関係

※調査依頼案件

※第３８号　平成２６年度山梨県一般会計予算第１条第２項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第２条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

（おもてなし森林景観創出事業費について）

永井副委員長　　森の３５ページです。おもてなし森林景観創出事業費についてお伺いいたします。今年度、新たに観光部と連携をして取り組んでいる事業だと伺っております。森林県、山岳県である本県では、登山者や旅行者に親しまれる良好な森林景観や、すぐれた眺望の確保に積極的に取り組む必要があると考えておりますので、この事業は非常にいい事業だと思うんですが、まず、部局をまたいで実施する、この事業の考え方と実施の方法について伺います。

島田県有林課長　おもてなし森林景観創出事業についてでございますが、この事業は、おもてなしのやまなし観光振興条例に基づきまして、おもてなしの定義の一つとしまして、地域の良好な景観形成並びに施設の整備を推進するために観光部と連携して、県有林内において眺望の確保のための伐採や森林整備を行うもので、条例に基づくというところが考え方の１つになっております。

それから、２つ目の御質問の事業の流れということでございますが、景観や自然環境、観光関係、こうした有識者の皆様によります選定会議を観光部で設置しまして、市町村対象に、眺望ポイント等の要望箇所の調査を行いまして、その選定会議が、この選定箇所を選定すると。この選定された箇所について、森林環境部が景観のための伐採とかベンチ等の整備を行うことが、事業の流れとなっております。

永井副委員長　　有識者の方たちが、眺望ポイントの選定に当たっているということなんですけれども、実は今回の本会議で、清水議員がこの事業費について代表質問をされていました。その御答弁の中で、今年度は雁ヶ腹摺山や天女山など、すぐれた眺望ポイントとなる１４カ所を選定して事業を実施したとのことですけれども、来年度はこの予算で、どのぐらいの規模でこの事業を実施する予定なのか、それをお伺いしたいと思います。

島田県有林課長　　来年度の事業規模ということでございます。各市町村の要望につきましては予備調査を行っておりまして、今のところ、この予算の１,１００万円が認められましたら１０カ所程度の規模を想定しておりますが、その後、調査後にも各市町村から追加の要望等も出されている状況であります。

正式には、明年度早々、４月になりましたら、観光部で正式に各市町村に要望調査を行いまして、その中で選定会議が選定していく。そういった中で規模が決まっていくということになっております。

永井副委員長　　実際に、この１４カ所の中で、武田の杜の整備、多分、伐採も入っていたと思うんですけれども、眺望がよくなることで、観光客等々も非常に集まってくるきっかけになると思いますので、１０カ所ということですけれども、希望があったら、先ほどおっしゃられたとおり、少し数もふやしながらやっていただければと思っています。

本年度の新規事業ということですけれども、まだ1年目ですけれども、新たな枠組みの中で実施している、この事業の実施方法や期待されている効果なんかについて、どのようにお考えか、お伺いをいたします。

島田県有林課長　　今年度が初めての観光部との連携事業でありまして、これまで森林、県有林の伐採につきましては、なかなか、いろんな御意見がありまして、伐採方法ですとか、そういったものについて課題となっておりました。観光ですとか景観、自然保護、そういった有識者の方々の御意見をいただく、また、そういった方々が選定していくといった事業になっておりますので、非常に効果的な事業の実施になっております。

また、この効果ということでございますけれども、この良好な森林景観ですとか、眺望ポイントが整備されることによりまして、条例の趣旨であります、登山者や観光客の増加、こういったものが期待できると考えております。

永井副委員長　　１０カ所がそれ以上の整備になるかもしれませんけれども、この事業のポイントとしては、やはり観光部との連携が一番だと思っておりますので、観光部との連携を密にしながら、より多くの眺望ポイントを整備をしていただいて、観光客の誘客、さらに増進をしていただきたいと思っております。

以上です。

（おもてなし森林景観創出事業費について）

浅川委員　　今の関連で伺います。

大変いい事業だと思いますが、眺望のよい場所となると、国立公園とか国定公園とか、そういった自然公園の中での伐採や間伐などの問題はないんですか。

島田県有林課長　　自然公園法に基づきます国立公園、国定公園につきましては、伐採の制限がありまして、伐採は許可行為になりますので、これについては、実際に切るに当たっては協議が必要になります。その許可されるという条件の中には、森林の施業に関することにつきましては、許可されることになっておりますので、県有林課とすると、森林施業の一環であります間伐ですとか除伐、そういったものをうまく活用しながら景観の確保といったこともやっております。

それから、もう一つは森林施業を離れて、自然公園法の許可条件の中に風致の確保。もともと景色がよかったところにつきましては、そういう確保するための伐採ということもありまして、これは環境省の判断になります。先ほど永井委員からも御質問があったように、そういった箇所については観光部と一緒に自然保護官等の御意見もいただきまして、そういった伐採ができるかどうか、そういったことも検討しながら眺望の確保を図っていくということであります。

浅川委員　　前、資料もいただいたんですが、例えば３０年前のその現場の写真があったりして、それがかなり繁茂して景観を著しく阻害しているという部分については、前の部分があれば、かなり、その部分については検討してくれるというこ

とのように理解していいんですか。

島田県有林課長　ただいまの御質問ですけれども、前に景観のよかった場所ということで、もともと、国立公園に指定されるようなときに、そういった風致が公園の価値として指定したと。そういったところにつきましては、今、委員おっしゃるように、昔の状況が説明できるものがあれば、環境省でも、許可に当たっての検討の材料にしていただくと、そういった形で今、打ち合わせをさせていただいています。

（林業公社分収林事業支援補助金について）

望月委員　森の２６ページに当たります公社造林事業費の中の分収林の支援補助金４億８，０００万円ですけど、この分収林の再契約の状況、５年間という中で、今、もう２年目で、今度、３年目になるような状況で、２５年度、それから２６年度は、どのような計画で進めていくのか。もう一度お聞きできますか。

江里口森林整備課長　まず林業公社の関係で、改革プランに基づいて今、関係者の同意を得ている段階で、その契約状況ですけれども、2月２３日現在で申しわけないですが、３,３７７件のうち１,４８６件、大体４４％の進捗率でございます。

来年度の見通しも含めた、今後の取り組みですけれども、ことしについては、契約件数の半数を目指して対応させていただいているところでございます。着実に今、１件１件を説明しているという段階でございます。

その中で、個別訪問等を重点的に実施しているわけですけれども、中には、同意はいただいているんですけれども、相続の関係とか、そういう関係で契約に至らないという方もいらっしゃいますので、そういう方に対しては、また相続の関係の手続について御指導というか、御相談に乗っているというようなことで対応を進めております。

来年に向けては、これを５年間で全契約者に対して同意を得たいと考えていますので、それに向けて全力を尽くして、また個別訪問等を実施していきたいと考えております。

山田委員長　ちょっといいですか。確認なんですが、今のその分収林の契約は５,０００件あると私は記憶しているんですけど、今、３,３００という話だったんですが。

江里口森林整備課長　契約件数が３,３７７件で、５,０００件というのは、総契約者数が4,９２０人の方が関係をされている。ただ、１件が１人のところもあるし、複数の方もいらっしゃいますので、契約の件数とすると３,３７７件ということでございます。

望月委員　できれば、この２６年度には、その約半分を進めていきたいということ。過去の２年間の状況を見て、いろいろな各事務所の状況を見まして、また各町の状況を聞いてみると、この契約者の中に、今言った所有者で亡くなった方、それから、遠くに住んでいるとか、また家族の方で登記のできていないとか、そういう非常にこれから難しい案件が後に残っていくと思うんですね。ことしで半数ぐらいやっていきたいというのは、今、２年目で、そんな状況ですけど、実際これが５年間の間に、全戸の再契約ができるんですか。

江里口森林整備課長　先ほど申しましたように、本年度中というか、ことしの。今、３月です

けど、３月中に半数を目指して、ことしは動いていたということでございます。
委員御指摘のように、先ほど申しましたように、同意はしていただけるんですけれども、契約に至るまでに、そういう諸手続がかなり必要になりますので、それができないという方も多々ありますけれども、今、そういう方々に対しては、各事務所の管内ごとに協議会というか、市町村とか関係者、地元の人たちにも入っていただいて、協議会等がありますので、そういう協議会を通じまして、そういう掘り起こしを今、一生懸命やっている最中でございます。
まだ５年目のうちの２年目が経過しているところですので、その作業を地道に繰り返していって、５年後には全契約者の同意が得られるように努力していく考えでいます。

望月委員　そうしますと、今そうした中で、非常に再契約の取り次ぎが困難なところもあるんですけど、これを実際の所有者が、世代がかわったり、また今言った登記ができない、またいろいろな手続が難しくて面倒くさいということで、放棄をする方も多分出ているんじゃないかと思うんです。ちょっと聞いた話も、２年間の中に、そういう方も、再契約したくないと。今の山林のそうした評価を見ても、とてもそんなものを再契約しても、８対２の割合で、これから植林をしても、将来的には、もうそんなものへ携わっていられないということで、何か、この再契約を放棄する方も出ているようなことも、ちょっと聞いたけれど、そこらの現状を教えてもらいたいですが。

江里口森林整備課長　具体的に放棄をしたいという方がいるというのは、ちょっと私どものほうに、まだ具体的にはお聞きしていませんけれども、とにかく今の木材の市況とか考えて、今、伐採を終わらせて、それで再造林をするのに、かなりの経費がかかりますので、それよりも今の状態を、抜き切りをするような形で、針広混交林の形で持っていって、所有者の方にも負担をなるべくかけないような形で整備したほうが、県全体としての森林の管理としてもよろしいし、個人的に所有者の方にもメリットがあるのではないかということの御説明を丁寧に所有者の方にさせていただいていますので、そういう説明を繰り返して御理解をいただいているということになるかと思います。

望月委員　各出先機関の林務事務所、そういうところで説明会を何回かやっていただいていると思うんですけど、前にも申したんですけど、各市町村、それから各地域に、そういった森林組合等もあります。一番わかるのは、森林組合あたりが一番その現状がわかると思うんですね。
それで、今お話しのように、確かに、再契約をして、補助金で全て山の管理をしてもらってやっていけば個人負担も出ないと。それは重々、皆さんも承知しているんですよね。ただ、今言ったように、木材価格の低迷とか、山林の価格が評価が考えられないと。そういうことの中で、もうこれ以上再契約をしたくないと。これからの、また３年間の中で、そういう方も多分出ると思うんですけど、そこらに対して、県はどのような対処をしていきますか。

江里口森林整備課長　再契約もなかなか難しいという方に対しては、先ほどの繰り返しで申しわけないんですけれども、現状の説明を丁寧にさせていただいて、契約をしていただいて、公社の後に県が当然引き継ぎますので、県として責任を持って、公社造林地の維持管理をしてまいりますということの御説明をしていくという作業で御理解をいただくように努めていきたいと、こういうふうに、今現状では考えております。

望月委員　　　今、一番、山林所有者が心配しているのは、公社が解散する、それで県が引き継いでくれる。その経過がどうも周知徹底されていなくて、皆さんが、公社が、もう解散するとか廃止になるんじゃ、このまま６対４の以前の状況で、置いておいても、８対２になっても、もう山林等の状況は、現状は変わらないと。それじゃ再契約する必要がないから、今の６対４が無効になってもいいから、そのまま置きたいという現状の方も、恐らく、これから出てくると思うんですけど。

林務の方も非常に苦労して、説明会で話をしているようですけど、そこが周知できないということで苦労しているんですけど、しっかりと山林所有者に理解されるように、今度、県で責任持ってやるからということを徹底していかないと。そこらが今、非常に山林所有者の考えが浅いと思うんですよね。そこを徹底してやってもらいたいですが、考えを教えてもらえますか。

江里口森林整備課長　委員御指摘のように、県が責任持って今後引き継いでやっていくということを、まず所有者の方々にも御理解いただくために、地区全体での説明会はもちろんのこと、個別の説明も今進めています。そういうときに、例えば地元の方の、一番山をよく知っている森林組合の方と協力した中で、こういう今の山の状態はこういう状態ですよということで、これを今後引き継いでいくためには、最善の方法として、我々は今、県が引き継いで管理するのが最善の方法と考えていますので、そういう考え方であるということを、そういう地区の人たちと一緒になって考えていきたいし、そういう説明を所有者の方にも十分していきたいと考えています。

望月委員　　　その辺の説明をする方に、特に綿密にしてもらって、この事業を進めてもらいたいと思います。

（木質バイオマス利用促進整備事業費について）

済みません。もう１件いいですか。３０ページに、木質バイオマスの利用促進があります。木質バイオマス、非常にエネルギー問題の関係で、これから必要だと思うんですけど、ただ１点、やっぱり本体の価格が非常に、まだ高いということで、一般的な普及率が低いと思うんですよね。その点が、一般家庭用に普及していくための県の対応として、これからどのように対応していくのか。また、現在までどのように一般に普及されているのか。現状を教えてもらいたい。

田邊林業振興課長　木質バイオマスの施設の使用の状況でございますけれど、平成２４年度末現在でございますが、木質ボイラー等の施設は１８施設、２７台。それから、ペレットストーブは３１３台、それからペレット工場は１工場、これは、年間５００トンの生産を行っております。チップ工場は１７工場という状況でございます。

２つ目の木質バイオマスの利用普及に当たっては、施設の初期投資が非常に高いので、普及が進まないという点でございますけれど、これは国の補助制度を活用した施設整備の支援制度もございますので、そういったものを活用して利用の導入促進を図ってまいりたいと考えております。

また、木質ボイラー等の設備に関しましては、専門的な技術がまだまだ普及しておりませんので、専門技術者の設置を希望する事業者に対して派遣して、アドバイス等を行って、事業の導入の促進を図ることを考えております。以上

でございます。

望月委員　　今も説明の中にあったんですけど、非常に皆さんが一般的にこれを利活用していきたいという話の中で、重油のボイラーとか、電気の温水器とか、そういうのと違って、近くに、今言った修理とか、そうしたケアをしてくれる、そういう業者がいないと。それで、まだ県下でもそんなに普及されていないということで、日ごろ一般的な家庭で使うには、まだまだ、ちょっと時間がかかるのじゃないかと、そんな理解もしているんですけど、そこらの点はどのように、これから考えていくのですか。

田邊林業振興課長　一般への普及に関しましては、普及イベント等を開催しまして、木質ボイラー施設を展示したり、説明会を開いたりして、普及に努めてまいります。以上でございます。

望月委員　　企業とかそういうところは、こういう説明会とかそういうので大体わかっていると思うんですけど、一般的な家庭の皆さんは、この木質バイオマス、ペレットとかそういうものを使う場合に、一般家庭への補助金とか、そういうものに対する、周知がされていないという状況があります。皆さん、購入する場合の補助金とか支援の状況がわからないということでありますが、県のほうでどのように対応していくのか、お聞きしたいんですが。

田邊林業振興課長　一般家庭への普及に関しまして、先ほど申し上げました普及イベント等を開催することとして普及をしていますが、それ以外にも、県のホームページ等で木質バイオマスの施設の導入のあり方とか支援制度、それから普及効果等を幅広く公表しているところでございますので、そういった活動とともに普及を図りますし、ＮＰＯでやまなし木質バイオマス協議会というのがございますので、そういった関係団体と連携して普及を図ってまいりたいと考えております。

山田委員長　　今の質問は、普及ではなくて各戸の補助金についてです。

田邊林業振興課長　現在のところ、一般家庭用のペレットストーブ等への助成制度はございません。以上でございます。

望月委員　　私も今、一般家庭の皆さんが、そこを一番重視していると思うんです。やっぱり多少、補助があるのか、ないのか。補助があれば、こういう際ですから、使ってみようとかということはあるんですけど、今後、県のそういう状況の中で、ペレットを促進していく上で、一般家庭への補助とか支援は考えているかどうか、お聞きしたいんですが。

田邊林業振興課長　先ほど一般家庭へのペレットストーブ等の、そういう設備に対して、助成はないと申し上げましたが、訂正させていただきます。現在、林野庁で木材利用ポイント制度というのをつくっておりまして、ペレットストーブ等も、そのポイントの対象になりますので、そういったポイント制度を有効に活用してまいりたいと考えております。

望月委員　　今、浄化槽なんかも、１戸当たり設置するときに補助が出ていますよね。それと同じように、この木質バイオマス、それからクリーンエネルギーのそうした中で、家庭で使うには非常に大事な器具だと思うんですね。ぜひ補助の対象

を、できれば国と県、市町村でも、各家庭へもう少しよく情報を流してもらいたい。県のホームページとかそういうのでやっているといっても、なかなか、そういうものを見ない方も多いし、できれば、もっと各市町村へ通じて、パンフレットを配ったり、事業活動があるときには、促進を促していく。そんな機会を、もっと県のほうでも努力していただいて、市町村との連携をとりながらやっていっていただきたい。

また、今言ったように、森林組合とか、各、そうした木材の事業者もあるんですけど、そういうところを通じながら、綿密に周知徹底をお願いしたいと思いますが、その点をお願いします。

田邊林業振興課長　木質バイオマスにつきましては、利用家庭、利用の拡大というのが非常に大きなテーマとなっておりますので、今後、食品工場とか、それから一般家庭など、まだまだ普及する分野でございますので、関係する機関としっかりと連携して、普及に努めてまいりたいと考えております。

また、平成２６年度、バイオマスの、そういった需給情報とか、意見、要望を把握する協議会を県で設立する予定でございますので、そういった協議会を通じて、さらに普及に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

望月委員　県産材の間伐材とか、また切れ端とか、そういう未利用材の利活用で非常に大きな県産材の促進にもなると思うんですよね。今、木材のチップ、そして、製材工場とかそういうのも非常に県下に少なくなったし、森林組合等も事業的な製材をやめているようなところもあると思うんですけど、ぜひ、この普及に対する対応を林務長からお聞きしたいですけど。

長江林務長　木質バイオマスの利用の促進につきましては、本会議でも御答弁させていただきましたけれども、ことし、新たな推進計画をつくって、体系的に取り組んでいきたいと考えてございます。

冒頭お話ございました個人ユーザーへの対応もございますし、また産業レベルで使っていくこともございます。そういった中で、これから山の木が育ってきて、伐採量はふえていく傾向にあるわけでございますが、その中で、これまで使われていなかったような未利用の悪い材を使っていくという意味において、このバイオマス利用は非常に大事でございますので、そういったものは効率的に、安定的に集まってくると。そうなるとコストも下がって、より普及していくということになりますので、そういう好循環が回っていくように促していきたいと考えてございます。

その中で、各家庭においても、産業全体としても、うまく回っていくように検討して努力をしていきたいと考えてございます。

望月委員　東北でも、こういうバイオマス、非常に盛んにやっていますけど、山梨県、山林県でありますから、その先進県として、このバイオマスを、全国へ誇れる県にしていただくようにお願いして終わります。

（鳥獣保護管理人材確保・育成事業費について）

浅川委員　森の１９ページ、先ほど狩猟管理費指導費の２番目に、鳥獣保護管理人材確保・育成事業について、私どもも議会の中で政策提言等もしてきたわけでありますが、本当に人材確保というのは大変な問題で、高齢者も含めて、みんな苦労しています。この事業について、細かく説明をしていただきたいと思います。

上島みどり自然課長　鳥獣保護管理人材確保についてでございますけれども、まず地域の狩猟者の確保対策としましては､狩猟の参加の糸口を提供するようなシンポジウムの開催、それから狩猟免許の取得の方法、経費等を説明するために説明会の開催､さらに新規の狩猟免許､銃砲の許可の経費についての助成を行っています。

それから、管理捕獲従事者の育成のほうでございますけれども、実践的な狩猟技術とか狩猟マナーについての管理捕獲従事者育成研修会の開催､県内にライフル射撃場がない関係から、県外射撃場の射撃訓練に旅費の助成、安全な環境で狩猟ができるようにハンター保険について助成を行っております。

それから、来年度におきまして広域的な捕獲体制整備のために、青年部の育成を支援していく。以上です。

浅川委員　何か余り具体的によくわからないんですけど、青年部の育成というのを、ちょっと教えていただけますか。

上島みどり自然課長　青年部の育成支援事業でございますけれども、猟友会においては、やはり、これは全国的な傾向でありますけれども、会員の減少、高齢化が進んでおります。それから、現在の状況でございますけれども、分会がたくさんありまして、管理捕獲については、その狭い範囲で行っている状況です。このままでいきますと、管理捕獲が一部できなくなるおそれがあるということから、今年度、組織の活性化を目指しまして、猟友会のほうに若手の会員による青年部が設立されました。それから、青年部のみによります捕獲隊が設置されておりますので、この捕獲隊について、全県を活動域とするような捕獲隊になるように育成していきたいと、こういうことでございます。

浅川委員　猟友会も本当にお年寄りが多いんですが、青年部というのは、年は大体幾つぐらいの方を青年部と言うんですか。

上島みどり自然課長　青年部は、２０歳から４９歳ということでございます。

浅川委員　青年部も大切なんですけど､猟友会の増減はわかりますか､今｡何人やめて、何人入ったか。

上島みどり自然課長　２３、２４のものですと、２３年が2,０８５人から２４年度、2,０１７人ということで減少しているということです。

浅川委員　政策提言の中にも、この部分、かなり入れているんだけど、ここ、中途半端なことでは、とてもかなわないし、ちょっとこの部分は青年部が本当に認められるのか。それで、狩猟免許の中にも、くくりわなとか、わなの部隊も養成していかないと。その青年部育成の中には、そんな部分も指導体制の中に入ってくるんですか。

上島みどり自然課長　今の時点では、青年部の方については銃猟というところでございます。しかしながら、猟友会においては、わなに重点をこれから置いていこうということでありますので、そういう事業支援も考えていきたいと考えております。

浅川委員　私、前にも言ったことあるんですが、たまたま神奈川県では、やっぱり、どこの県も、こういった問題でかなり苦しんでいまして。猟友会は、かなりきっちりした組織で、なかなか入り込むのは難しい部分の中で、猟銃で管理捕獲す

る部分と、くくりわなの比率は、山梨県はどんなふうに考えていますか。

上島みどり自然課長　比率でございますけれども、統計データが、管理捕獲についてはないんですけれども、狩猟のほうの捕獲、わなと銃猟の比率でございます。平成２２年度のあたりだと思いますけれども、ニホンジカについて、わなが約１５％が山梨県の数字。全国平均が２２％だと記憶しておりますけれども、少なくとも全国平均には持っていかないといけないと考えております。

浅川委員　　今回の若手育成という部分でいうと、何人ぐらいを目標に。当然、予算を立てているんだから、目標数値を立てていると思いますけど。

上島みどり自然課長　現在の青年部による捕獲隊の人数は２３名でございます。

（森林環境保全基金積立額について）

齋藤委員　　何カ所かお聞きします。まず、森の６ページの林政諸費の森林環境保全基金の積み立ての関係ですが、これは基金として、今の積立額はどのぐらいあるわけですか。それを、ちょっとお聞かせください。

芹沢森林環境総務課長　基金の積立額につきましては、２５年度でございますけれども、今現在、残高としまして、２，２８０万５，３９０円を予定しております。

齋藤委員　　２，２８０万円ということですが、それを有効に活用していくことだろうと思いますが、とりあえず、どのぐらいの積立額が必要ですか。

芹沢森林環境総務課長　当面、積立額の中で事業を行っておりまして、前年度からの基金の残などを繰り入れまして、必要な事業を行っているところでございます。

齋藤委員　　とにかく森林再生ということもあって、大事な仕事ですから、しっかり仕事していくということで利用してもらいたいと思うんですが、その点１点お伺いします。

芹沢森林環境総務課長　大切な税金を使っておりますので、その点は十分留意いたしまして、適切な使用、効率的な使用に心がけていきたいと思います。

（公害対策調整費について）

齋藤委員　　次に、１０ページの大気水質の関係ですが、ここに公害対策の関係で、石綿管の撤去の補助の関係もありますが、県として今現在、この石綿管はどのぐらい、まだ、処理しなければならないものが残っているのかという数字をつかんでおりますか。

山口大気水質保全課長　うちのほうでは基本的にはつかんでおりませんけれど、解体をする場合は届け出が出てきます。それについて、こちらのほうで現地へ行って、状況とか、その基準をちゃんと守っているかどうかという確認をしておりまして、今どのぐらいあるということは、うちの課ではつかんでおりません。

齋藤委員　　これは国としても、早期撤去せよということで体制を一時練ったときがありますが、やっぱり、どのぐらいあるかということも、もっと、県としてもつかんでおく必要があると思うんですよ。でなければ、出てきたから、補助だとい

うことだと、いつになったら撤去できるんですか。やっぱり健康上の問題がありますので、この撤去というものは、できるだけ早期にやらなきゃならないと。解体でなくても、解体前に、やっぱり補修をしなきゃならない義務があるんですよ。その辺の考え方は、どうですか。

山口大気水質保全課長　県土整備部のほうと、調査をした経緯も聞いておりますから、その辺と連携して把握をしたいと思っております。

（産業廃棄物最終処分場管理事業費について）

齋藤委員　しっかり把握して対応してもらいたいと思っています。

次に、１３ページの産業廃棄物の関係ですが、知事が明野の処分場を閉鎖するということを決定して取り組まれておりまして、それは結構なことですが、今回、ここに３９億9，６００万円という数字の予算が計上してありますが、これで、いろんな、やっぱり損失の処理に助成したりというようなことをするわけですが、全体の中で、ことしの２６年度で、どれだけの対応ができるのか、お聞きしたい。

保坂環境整備課長　２６年度の経営支援補助金ということで１３億7,６００万円計上させていただいております。こちらにつきましては、昨年末に知事が閉鎖の方針を打ち出しまして、今後、処分場の最終覆土をし、維持管理に入ってきますので、その最終覆土、維持管理に入る前までの必要な作業、やった部分のかかわる事業損失という形で計上させていただいております。

齋藤委員　それで一応、この予算で計画どおりの処理ができるという確信はあるわけですか。

保坂環境整備課長　いろいろ経費を積算いたしまして、こういう工事をやれば、この金額になるだろうということで積算をさせていただいている。今後、また突発的なものとか、何か変更等ありましたら、また議会等に説明をさせていただいて、増額の予算をお願いするというようなこともあるかもしれませんけれども、今のところ、この１３億7,６００万円で明年度は決めさせていただきたいということでお願いしております。

齋藤委員　基本的には全体５４億円という数字が出ておりますが、それを極力減らすということが基本で、その予算が、処理費として公表されているわけですから。補正でふやすじゃなくて、減らしていくということでいかなければおかしいと思うんですけど、どうですか、それは。

保坂環境整備課長　二次の改革プランの中でもお示しさせていただいているところでございますけれども、今後閉鎖になって、あと最終覆土ということで維持管理を行っていくわけですけれども、とにかく、できる限り、今後、コスト縮減に努めて、効率的な運営を図っていきたいということと、あと訴訟の関係で、訴訟の遂行に最大限努力をしていきたいと考えております。

齋藤委員　やっぱり県民も、処理の額はわかっているけど、極力減らすと。抑えていくということで皆さん、理解しておるんですから、できるだけ縮減できるような形でやってもらいたいというふうに思っています。その決意のほどを、聞かせてください。

守屋森林環境部長　昨年の１１月に議会の皆様に第二次改革プランでお示しをした、そのそれが今回の来年度当初予算に来年の分として１３億7,６００万円計上させていただいております。来年も含めて、第二次改革プランに今後いかにこれを縮減していくかということを、事業団と県一体となってやってまいります。
　これを、私どもとすれば上限として、縮減になるべく努力をしていくということで対応していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

齋藤委員　　とにかく縮減していくということが基本ですから､間違っても補正してふやすことのないように、ひとつ対応してもらいたいと思っております。

（南アルプス国立公園指定５０周年記念事業費について）
　次に１７ページの関係ですが､南アルプスの国立公園に指定の５０周年記念ですが、どういう式典をしていくのか、事業の内容を教えてください。

上島みどり自然課長　南アルプス国立公園指定５０周年記念事業でございますけれども、４つほどイベントが予定されております。4月に東京のほうで南アルプス国立公園のＰＲ事業、5月に伊那市で記念式典、7月に静岡市でこどもフォーラム、それから１０月に総決算としまして､南アルプスでクロージングイベントを行います。

齋藤委員　　それだけの事業をやって１００万円で足りるわけですか。

上島みどり自然課長　これは県分の負担金でありまして、国が７００万円、関係する3県で１００万円ずつ３００万円、それから関係市町村で３００万円という、計1,３００万円の事業でございます。

齋藤委員　　これは県負担として１００万円と。

上島みどり自然課長　はい。

齋藤委員　　じゃあ、県の負担額が、関係市町村等の負担額に比べて、かなり少ないですね。もう少し補助してやる考えはなかったのですか。

上島みどり自然課長　実行委員会のほうで、国がおおむね半分出し、それから県と市町村で４分の１以下という決定がされまして、このような負担割合になっております。

齋藤委員　　６月にエコパークとして何かユネスコから決まるようなことを聞いておりますが、それとの絡みは別に考えていないわけですか。

上島みどり自然課長　これは南アルプス５０周年記念事業として、南アルプスのすばらしさを発信するということでございます。

齋藤委員　　そうすると、エコパークの関係は、また別という考え方でいいというわけですね。ちょっとそれを。

上島みどり自然課長　今のところはエコパークについては事業のほうは考えていません。

（緑の活用推進事業費について）

齋藤委員　　　　　わかりました。１８ページ、緑の活用推進事業の関係で、子供たちに森林を理解してもらうために、どんぐりを拾うということで、森林への親しみを感じてもらうということですが、その事業の内容を、教えてください。

上島みどり自然課長　やまなしどんぐりクラブ育成事業でございますけれども、小学生以下の児童、幼児がどんぐりを拾い集めまして、それと会員証を発行しまして、会報も提供します。それから最終的には苗木と交換するというような事業でございます。

齋藤委員　　　　　苗木と交換するということですから、これは、やっぱり、どんぐりを拾って、拾ったものを、また山へ返す、いろんな鳥獣害の問題で、いろいろ里へおりてくると。やっぱり山に餌場をつくってやることが、自然の循環をよくしていくために必要なことなので、やっぱり山へ返すという、そういうことの教えをしっかりやってもらいたいと思うわけですが、その辺をちょっとお聞かせください。

上島みどり自然課長　交換する苗木は別途、これは購入してもらうんですが、どんぐりで育てた苗木については別途、公共施設等に提供しまして植栽をしております。

齋藤委員　　　　　わかりました。

（大気監視指導調査費について）

保延委員　　　　　森の１０ページ。大気監視指導調査費、４,５００万円でありますが、これは今、ＰＭ２.５の物体が中国から来ていますけど、特に西日本、九州あたりが大分ひどい。この間は何か新潟なんかも大分数値が上がっているんですけど、今、山梨県の現状はどうなっていますか。

山口大気水質保全課長　今、山梨県の状況、５カ所で２４時間リアルタイムで測定しておりまして、ホームページにも毎時間の数値が出ることになっております。こんな中で、基本は７０マイクログラムを超えると注意喚起をしようという国の指針が示されておりまして、これを超えるレベルになれば、本県でも、いわゆる緊急連絡網を通じて市町村に連絡することになっておりますけど、今のところ、３０、４０というところが本県では最高値に当たるレベルとなっております。ここ二、三日は１２とか、非常に落ちてきておりまして、今のところ、本県で発令を出すような状況にはないという状況でございます。以上です。

保延委員　　　　　今、中国からの話題が多いんですが、やっぱり国内とか、韓国とか、そういったところからの発生も大分あるようですが、山梨県、特に東京近郊ですから、国内のＰＭ２.５の影響があるのかどうか。その辺もどうでしょうか。

山口大気水質保全課長　まだ国の中でも中国大陸のものが本当に本県に、日本に全てが影響しているのか、どの割合で影響しているのかというのを、重量ばかりでなくて、成分分析をして、その中身から推測をしようということで、本県でも２カ所、甲府と大月ですか。２カ所で成分分析を始めたばかりです。これを各県で持ち寄って、国のほうで最終的に、そういった原因究明につなげていこうという状況です。本当のところ、まだ中国大陸のものがどれだけ影響しているかというのは、はっきり示されておりません。以上です。

保延委員　　　　　では、ある程度その調査をして、国内で発生しているＰＭ2.５と、中国から来ているものと、判断ができるということですね。

山口大気水質保全課長　結果どの形になるかはまだわかりませんけれど、それを目指して成分分析をやっております。ある新聞では自動車排ガスが３割、中国が７割という話も、これも私ども、まだ国からも、そういう形を示されているわけじゃありませんから、今後、そのデータの集積をして、いずれ結果が出てくればいいなという状況で、はっきり約束はできませんけど、今それに取り組んでいるという状況でございます。

保延委員　　　　　いずれにしても、今の状況では３０から４０と低い水準ですが、これが７０以上、いつなるかわかりませんので、逆に予防の対策ですよね。そういったものに今後、どういうふうに予防対策をしていったらいいのかということも、きちっと県民にわかるようにしていってもらいたいと思います。

山口大気水質保全課長　わかりました。その形で進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

（昇仙峡松林機能回復整備事業費について）

保延委員　　　　　森の２５、松くい虫の予防で、今、昇仙峡のその対策費は2,５００万円ということで出ていますので、内容を教えていただきたい。

江里口森林整備課長　昇仙峡の整備については、昨年の夏、雨が少なくて高温であったということで、集団的に松くい虫被害が出ているということで、この事業につきましては、市町村と協力しまして、市町村で伐倒駆除をしていただき、また昇仙峡地区のエリアの中に県有林がありますので、県有林につきましては、所有者の責任として県がやるという役割分担をした中で、公共事業の中の造林事業で、今言いました伐倒くん蒸の処理をして、徹底防除をしたいと考えております。

保延委員　　　　　この面積ですが、これは全て、この2,５００万円で昇仙峡地域を明年度で終わるわけですか。

江里口森林整備課長　昇仙峡エリアということで、甲斐市から甲府市にかけての一体で松が今赤くなっているものについて、伐倒くん蒸をこの予算の中でやっていきたいと考えております。

保延委員　　　　　この昇仙峡以外でも最近、中北地域の山林がかなり松くい虫にやられているんです。前の委員会でも私、話をいたしましたけど、その辺の中北全体の、特に甲府市の北部、甲斐市の辺ですね。あの辺が、本当に景観からいっても、非常に松が枯れてしまって。そういったものも、この予算に入っているわけですか。

江里口森林整備課長　松くい虫防除事業につきましては、今御説明しました昇仙峡松林機能回復事業もですけれども、その上の、造林事業費の中の保全松林緊急保護整備事業費、それともう一つ、森の２３ページですけれども、３つ目の枠からの森林病害虫等駆除費という形の中で、予算的にいろいろと入っていますので、そういうものを総合的に使って、予防も含めて対策をとりたいと考えています。

保延委員　　　　　それは２６年度１年で、大体賄えるわけですか。

江里口森林整備課長　松くい虫につきましては、毎年、今駆除しても、また出てくるというようなことを繰り返しておりますので、基本的には今、赤くなっているものについて、ことしの予算に計上させていただいています。ただ、時期の問題もあり、松くい虫が松から外に飛び出す前に駆除しなければ、また蔓延してしまいますので、今回の事業費につきましては、なるべく早い時点で執行し、特に被害が大きいような昇仙峡とか、富士北麓とか、そういう地域につきましては、春先に防除するように、市町村とも協議を進めています。

ただ、春が過ぎて、全部駆除することができずに、また赤くなったものについては、この予算の中でも実施しますけれども、来年、また防除していくということで対応せざるを得ないという状況もでてきます。

（緑化施設等管理委託事業費について）

樋口委員　　　　　１９ページで、緑の学習推進事業費の１と２番で、１が緑化センターの管理委託事業費ということでありますけれども、全体の３分の１を使うということで、どこに委託をするんですか。

上島みどり自然課長　まだ決まっておりません。

樋口委員　　　　　予算が盛られているから、月幾らとか、そういう積み上げをして決めるんじゃないかなと思うんですけど。では、相手先は決まっていないけど、どういう積算で、この金額に。

わかれば後で結構ですけれども。それで、お聞きしたいのは、緑の学習推進事業費としての事業費だから、いずれ機能廃止ですが、残して管理委託をしてもらいながら、地元には開放するとか、あるいは処分をしながらも機能を。推進事業費だから、緑化関係の事業も終わるまで続けるんですか。それとも、もう閉園にして、完全に終わりに向けての事務事業となるのですか。

上島みどり自然課長　今、緑化センターの緑化施設等管理委託事業につきましては、跡地の管理ということでございます。跡地利用のこと、あるいは現在残っている樹木の関係の処理のことを検討するということで、２６年度については最低限の管理をしていくという費用でございます。

樋口委員　　　　　地元の皆さんが入る、開放するということもなしで、今言ったことを進めるための事業費ですか。

上島みどり自然課長　現在のところ、閉鎖して管理するということです。

（木質バイオマス利用促進整備事業費について）

樋口委員　　　　　あと１つ、伺います。木質バイオマスのマル新を聞くんですけれども、先ほど望月委員から御質問がありましたように、木質バイオマス、やはり山岳県、森林県の山林県として、本当に大きなポテンシャルのあるクリーンエネルギー、再生可能エネルギーだと思うんですが、ずっとうまくいかなかった記憶があります。あるいは、山梨県ニューディール計画の中で、どんどん追いやられていって、しまいに活字もなくなってしまったような記憶もあるんですけれども、なぜ、ここへ来て、本会議の議論もいろいろありましたけど、また大きく２億

何千万円余もの予算を盛って、明年度からやっていこうということになったか、その辺の経過をわかりやすく教えていただければと思います。

田邊林業振興課長　木質バイオマスにつきましては、平成２１年度に山梨県木質バイオマス推進計画を立てまして、５年間実行してまいりました。その成果、現状の課題を踏まえまして、なおかつ、やまなし森林・林業再生ビジョンというのを平成２４年３月に策定しております。

また、地球温暖化対策実行計画や、やまなしエネルギー地産地消推進戦略を新たに策定したところでございますから、そういった県の主要な施策についても、木質バイオマス利活用の面から、やはり進める必要があるという判断のもと、今回、具体的な取組事項を決めまして、予算等々を計上いたしました。

樋口委員　国で補助金がついたからということで、改めて、こういうデータが来て。単純に言っちゃうと。今までおっしゃっていたこと、僕、さっき言ったように、今まで計画でやってきたけど、だめだったから、どんどん追いやられていって、やっぱりバイオマスは難しいのかなと。皆さんも、その前任者たちもみんな、そうおっしゃっていたような記憶があるんですけれども、その辺はどうですか。

田邊林業振興課長　木質バイオマスの普及に関しましては、原料の供給源が、やはり非常に大きな課題であったと思います。供給面に関しましては、国の助成制度を活用しまして、供給体制を確保できるという面もございますし、現在、森林整備自体のほうも路網の整備、それから森林整備の機械化を進めようと、こういった基盤整備も進んでおりますので、この木質バイオマスを有効に利用できる体制が整ったということでございます。

樋口委員　わかりました。さっき林務長おっしゃられましたけど、明年度から計画をつくっていく。でも、明年度にも、こういう大きいお金がどんと出るというのは非常に、走りながら、考えながらつくっていくということで、ちょっと心配なんですけれども、期待をするところであるから質問しているんです。

それで、先ほど現状を聞きました。御質問に対してお答えいただきましたから、それはいいんですけれども、やまなしウッドチップ協同組合に補助率２分の１で、この２億５,０００万円弱の予算の大半が、そこに補助が行きますけれども、この補助率２分の１で、ほかからは、どういう補助があるんですか。

田邊林業振興課長　木質バイオマス利用促進施設整備事業のうち、やまなしウッドチップ協同組合が行う木質チップ製造施設等の整備でございますけれど、これは国からの補助金、２億４,２２６万９,０００円のみでございます。県単の上乗せはございません。

樋口委員　わかりました。じゃあ、もう半分は事業主体がということでありますね。

そうしましたら、この協同組合の構成組合員というのはどういうところなのか。あるいは、もう少し。前も聞いたかもしれませんけど、所在地、あるいは、その構成について少し詳しくお聞かせください。

田邊林業振興課長　やまなしウッドチップ協同組合は、２６年１月に設立をした協同組合でございます。構成員は４社でございます。

樋口委員　施設整備の場所はどこですか。

田邊林業振興課長　施設整備の場所は山梨市大野になっております。

樋口委員　　今まで過去、ＲＤＦでしたっけ。少し前なので、うろ覚えですけれども、いろいろなことをやりながら、近くに温泉施設があったり、あるいは効率の悪い燃料をどういうふうに大きく紹介していくかということも問題になったり、いろいろ試行錯誤しながらここまで来ていると思いますけれども、今回大きく、こういう補助事業が出て、計画を立てながら、これを実行していこうということで、金額も大きいですから、この補助を受ける側の協同組合の責任も重かったり、大きかったり、また期待も大きいということで、非常に注目度も高いと。そういった中で、失敗は許されないといいますか、大きくクリーンエネルギーの普及に貢献をしていただくには、やはり県も一体となって、業者も一体となって取り組んでいかなきゃいけないというふうに、もう多くの方々はおっしゃっていますけど、私も思います。

その辺について、明年度からの計画ですけれども、今回のこの、もう予算化をして、予算を承認いただこうとしている段階ですけれども、あわせて、どういうふうにやっていくかということについて、もう少しきめ細かく御説明をいただければ、私どもも納得といいますか、じゃあ、その枝葉についてはどうしよう、こうしようという議論も重なるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

田邊林業振興課長　やまなしウッドチップ協同組合が運営します燃料製造施設の計画の概要でございますけれど、年間の生産量は約３万２,０００トンを計画しております。木材の立方に換算しますと、約４万立方となってございます。

やはり、委員御指摘のとおり、材料の供給が課題であると考えておりますので、県内からおおむね半分、県外からおおむね半分を調達して、この燃料製造施設において生産をする予定でございます。

供給につきましては、県下の木質ボイラー等の事業施設に供給するほか、県外への供給も含めて計画をしております。

あと、やはり、こういった木質バイオマスには、木質バイオマスの安定したサプライチェーン、燃料の供給体制をしっかりとつくる必要がございますので、県では地域単位で地域協議会を設立いたしまして、地域の林業関係者、素材関係者、木材加工関係者並びに市町村が一堂に会しまして、安定した木質バイオマスのエネルギー供給体制をつくっていくという仕組みをつくってまいります。

また、燃料につきましては、非常に地域的に広域に流通を行いますので、全県を対象とした、そういった、県下の協議会を集めた協議の場を設けていくと考えてございます。

（休　　憩）

樋口委員　　非常に大切なネットワークづくりが動いているし、つくらなきゃいけないかなというふうに、説明を聞いて思ったわけでありますし、聞いただけでは、なかなか私どものものにもならないかなと思いますので、できれば、そういった形づくり、運用への計画をこれからつくるということでありますけれども、この今回の事業の核となって、例えば私どもが住む町の燃料店まで、このネットワークの傘下に入って、固形燃料もあればクリーンエネルギーもあるというように、いずれなるんでしょう。そういったことになるための素地になるような、

わかりやすい資料なんかを御提供いただければありがたいなと思いますが、委員長、お取り計らいをお願いします。

山田委員長　　それでは、この問題は各委員に対しても大きな問題ではないかと思うので、もう少し細かい資料を、この休憩の間に出せるものを委員に出していただくということで、一旦ここで休憩に入りたいと思います。

（休　　憩）

長江林務長　　先ほど、当初予算の課別説明書の森の３０ページの上のほうでございます。木質バイオマス利用促進整備事業費のうち（２）、利用促進施設等の部分につきまして、樋口委員からの質疑がございましたが、私どもの説明にわかりにくい点があったかと思いますので、若干、補足をさせていただきます。

この事業について、なぜ今なのか。政策的な背景などについて十分説明が尽くされておりませんでしたので、その点を中心にお話しさせていただきます。

まず１つ大きな背景といたしまして、国全体としての森林・林業の基本政策が大転換を最近いたしてございます。国は平成２３年４月に新たな森林・林業基本計画を策定いたしました。

この中身でございますけれども、人工林資源が非常に成熟をして利用期に入ってきた。育てる段階から活用する段階に入ってきたということで、１０年後の木材需給率を５０％にすると、大変意欲的な計画になってございます。

この５０％の積算の前提でございますけれども、森林の若返りや間伐など、適切な森林整備を行っていきますと、おのずと、このぐらいの伐採がなされる、木材が生産されるということが試算できるわけでございまして、これが１０年後は現状の約２倍になるという積算でございます。

これにつきましては、木が成長していくということだけではなくて、現在、山に放置されております未利用材も有効活用を図るということを前提としておりまして、そうなりますと、製材などには適さない、非常に材質の悪い木も有効に使っていくということが重要な取り組みになってきます。

そんなこともございまして、バイオマス利用の促進というものは不可欠だという形になってございます。

そんな基本政策の考え方もございまして、ここ数年、国の林野庁のほうで、この分野の事業を、国庫補助事業について大変てこ入れをするようになってきたというところでございます。

一方で、県のほうにおきましても、国の基本計画の考え方に基づきまして、平成２４年の３月に森林・林業再生ビジョンを策定しました。大きな考え方は、国の計画と同様でございます。この中で木質バイオマスの利用促進につきましてもうたっておったんでございますけれども、これは森林・林業全般の計画でございますので、いわば総論的な記述にとどまってございました。

木質バイオマスの推進につきましては、現行の計画があるのでございますが、今年度末でちょうど満期を迎えるというタイミングでございまして、この際、再生ビジョンに基づいて、この分野での取り組みを具体的に推進していくための、いわば各論の実行計画のような格好でリニューアルをしたいということで、有識者などの御意見も伺いながら検討を進めてまいりまして、もう既に素案はできてございまして、年度内には策定できる見込みでございます。

この中で、各種の関連の施設整備の重要性もうたってございますけれども、チップ工場と申しますのは、いわば供給と利用をつなぐ結節点でございますので、大変重要だということで、ぜひ、その中核的なチップ工場につきまして、

民間ベースでの芽出しがあれば、県としても積極的に支援したいと思っておりましたところ、実際に林野庁の最近の新しい補助事業を活用して、この取り組みにトライしたいという事業者の集まり、協同組合ができたということで、具体の構想をいただいて、林野庁のほうにも予算のヒアリングに参りまして、これは事業化できそうだというような御判断もいただく中で、今回、県予算に計上させていただいたという次第でございます。

それから、あと、いろいろ事業の細部といいますか、手続的なことなどについても、お話がございまして、そこは後ほど、また林業振興課長から補足をさせたいと思います。以上でございます。

田邊林業振興課長　先ほどの木質バイオマス利用促進施設の補足の説明をさせていただきます。この整備事業を実施するに当たりまして、国の強い林業・木材産業構築対策を活用しております。お手元に資料を置かせていただきました。Ａ４の２枚つづりのペーパーです。これは国の平成２５年度第１次補正予算の概要の要約版でございます。

この中で、強い林業・木材産業構築対策を行うとしておりまして、予算規模は全国で５４４億円程度となっております。

この中のメニューの一つに、下のほうに参りまして、（１）の木材需要の創出という欄のマル２番に、木質バイオマス利用施設等整備というのがございまして、この事業の内容は、未利用間伐材等の収集・運搬機材、木質チップ・ペレットの製造施設――これに該当しますけれど――のほか、木質ボイラー等の整備を支援するほか、木質バイオマス発電施設本体に対する資金融通等により助成策を打ち出しておりますので、この助成策を活用して今回、事業を構築しております。

事業要望につきましては、昨年来から事業化に、意欲のある事業者がおりましたので、そことよく協議をしてまいりまして、具体的な計画を立て、今回の予算に計上したものでございます。

この事業費の構成は、先ほど補助金額のみを言いましたけれど、補助事業全体の事業費は５億２,３０３万１,０００円でございます。補助率は２分の１でございますので、その補助金額２億４,２２６万９,０００円を今回計上させていただいておりまして、県費の充当はないという状況になっています。

こういった設備を県下で行っていくことで、木質バイオマスの安定供給体制を整備するということとしております。以上でございます。

樋口委員　質問してよかったなと、つくづく今、思っているところでございまして、非常にわかりやすく、理解させていただいたところではないでしょうか。

４社が集まって組合をつくったということです。午前中のお話ですと、チップの工場、１７社ということでありますけれども、それでも今までは、それぞれがそれぞれ別々に細々と、そういう再生可能エネルギーを供給していたといいますか、そういうなりわいを、事業をされたということでありまして、今回こういう金額を国から、国の施策と相まって、もう、ほぼ素案もできている計画に沿って明年度はやっていくということで非常に、これでクリーンエネルギーの一つの施策として大きく再出発するなという感を新たにしたところです。これに加わっていない、今申し上げたチップ工場とか、そういう関連業者、関連ＮＰＯ、関連団体等は、ここに集約されていくような、あるいは、ここと歩を一つにしていくような形で、その計画に沿って動いていくようなふうに理解をしてよろしいんでしょうか。

田邊林業振興課長　木質バイオマスの供給体制につきましては、こういった中核となる構成体の組織を整備するのは非常に重要でありまして、こういった施設を核にしまして、地域の林業関係者、木質バイオマスの利用者、それから市町村などの関係者と連携してまいりまして、木質バイオマスの利用を促進してまいりたいと考えております。

樋口委員　今回、雪害で南巨摩を中心に、本当に雪の重みで使えない木材が、ちょっとふえそうだなという話も実は聞いておりましてですね。それに間に合うかどうかは別としても、ぜひ有効に、この補助金を使っていただきたいなと思います。
あと１つだけ。その計画なんですけれども、いずれエネルギーの地産地消のロードマップ等に、この木質バイオマスが大きくかかわってくるようになってくると思いますけど、どういうふうに、明年度から計画期間がスタートするんでしょうか。その辺が、もしわかれば教えてください。

田邊林業振興課長　まずロードマップとの関連性でございますけれど、それは２０５０年が最終になっておりまして、それまでに県下の電力需要を再生可能エネルギーで賄う、高い目標を掲げておりますけれど、中期の目標としましては２０２０年を目標としております。その２０２０年は、これから８年後でございますけれど、木質バイオマスの利活用の面から、しっかりとサポートしてまいりたいと考えています。

樋口委員　まさに私が期待した中期目標、２０２０年に向かって、この木質バイオマスが大きくかかわってくるということと、所管は違いますけれども、また小水力じゃなくて、水力発電についても調査費を計上したという話も聞きまして、まさに自分のところの使う電力は自分のところでつくっていこうというところの一つに、このバイオマスも大きく加わることについては、非常にいいことだなと思っているところでもあります。
その計画についても、年度がかわりますけれども、ぜひ、また早く私どもにも示していただいて、その中で、また県民生活の中で大きく計画が浸透するように、私どもも私どもの立場で取り組んでまいりたいと思っているところでもあります。
最後に、林務長から先ほどわかりやすい説明を受けたんですけれども、先ほど４つの事業所が山梨市に拠点を設けて始めるということでありますけれども、いずれ、もう既に、普通の一般の燃料店や、いろいろな公共施設を管理しているところから、きっと燃料についての問い合わせが県にも来ているでしょうし、私のところにも来ているわけでありまして、そういったところにできるだけ早く、こういったことが始まっているということを周知していただきたいなと思いますけれども、その辺について御見解をお聞きして、質問を閉じたいと思います。

田邊林業振興課長　県の木質バイオマス推進計画の内容につきまして、ホームページ等で公表しまして、幅広く県民の皆さんにＰＲをしてまいりたいと考えておりますし、関係団体等がございますので、関係団体に周知して、関係する事業者、県民の皆様に周知を徹底してまいりたいと考えております。そのほか、先ほども説明しました、そういった普及イベントを通じまして、この木質バイオマスの利用拡大、普及を図ってまいりたいと考えております。以上です。

（緑化施設等管理委託事業費について）

山田委員長　先ほどの樋口委員の質問で、みどり自然課所管で積算根拠がなかった部分の答弁をお願いします。

上島みどり自然課長　午前中、樋口委員のほうから、森の１９ページでございます。マル新、緑の学習推進事業費の緑化施設等管理委託事業費、1の部分について積算について御質問がありましたので、お答えいたします。

この内訳でございますけれども、まず緑化センターの病害虫防除とか、あるいは除草、刈り込みなどの管理費が５５９万5,０００円余、それから公共測量の委託費が１１８万5,０００円余、不動産鑑定の額が１８０万3,０００円余、緑化センターの案内板、これが3カ所ございますけれども、この撤去工事費が２９０万5,０００円余ということです。

討論　なし

採決　全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

※第３９号　平成２６年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算

質疑　なし

討論　なし

採決　全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

※第４８号　平成２６年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

質疑　なし

討論　なし

採決　全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

※付託案件

※第２号　山梨県森林審議会委員定数条例制定の件

質疑　なし

討論　なし

採決　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第１３号　山梨県環境影響評価条例中改正の件

質疑　なし

討論　なし

採決　　　　　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第１４号　山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例中改正の件

質疑　　　　　　なし

討論　　　　　　なし

採決　　　　　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第２９号　山梨県森林総合研究所手数料条例等中改正の件

質疑　　　　　　なし

討論　　　　　　なし

採決　　　　　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第３７号　山梨県緑化センター設置及び管理条例廃止の件

質疑　　　　　　なし

討論　　　　　　なし

採決　　　　　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第５７号　林道事業施行に伴う市町村負担の件

質疑　　　　　　なし

討論　　　　　　なし

採決　　　　　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第２５－４号 明野処分場の早期閉鎖を求めることについて

意見

浅川委員　　　　　本請願は明野処分場の早期閉鎖と安全対策を講ずること、及び今後、補助金等を支出しないことを求めておりますが､環境整備事業団第１次改革プランにおける収支見通し等の見直し状況などについて県から説明を受け､慎重に検討する必要があることから、継続審査となっておりました。

　しかし、先ほど本委員会において、環境整備事業団に支出される補助金等を含む平成２６年度一般会計補正予算案が原案に賛成すべきものと決定されたところであります。このため、本請願についても採決をすべきであると思います。

　私としては、請願項目の１、明野処分場の早期閉鎖と、できるだけの安全対策を講ずるよう求めることについてのみ採択し､請願項目の２については不採

択とすべきであると思います。以上です。

討論　　　　　なし

採決　　　　　全員一致で、請願事項の１「明野処分場を早期に閉鎖し、できるだけの安全対策を講じるよう、山梨県及び財団法人山梨県環境整備事業団に求めること」についてのみ、採択すべきものとし、請願事項の２「明野処分場に支出されている補助金、貸付金等について、今後支出しないこと」については、不採択すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

（緑化センターの廃止について）

保延委員　　　　緑化センターの廃止の件ですが、前の委員会でも発言をしたんですが、廃止後の甲斐市のほうとの話し合いの状況は一体どういうふうになっているか、お聞きをしたいと思います。

上島みどり自然課長　緑化センターにつきましては、２６年３月末で廃止でございます。市との話し合いでございますけれども、現在、跡地の活用について、あるいは緑化移植等を検討中でございます。それらの検討が済みまして、その後、用途廃止になった以降、甲斐市の意見がございましたら聞いていきたいと。

保延委員　　　　そうなると、大分、廃止になってから空白期間が出てきてね。その間全然、市との話し合いというものはなかったんですか。

上島みどり自然課長　今のところございません。

保延委員　　　　甲斐市においても、あそこ、やっぱり市街化地域で、一等地ということで、あれだけの広い面積、それなりの利用を考えていかないと、いい場所でもありますし、そういった意味で、よく市との話を、前向きに検討していただきたいと思います。

上島みどり自然課長　甲斐市のほうに意見がございましたら、いろいろな意見を聞く中で、有効な活用を考えていきたいと思います。

保延委員　　　　県では、それ以外に何か計画等がありますか。

上島みどり自然課長　緑化センター跡地につきましては、竜王駅近くで交通至便なところであります。また、緑化木といいますか、市街地において緑の多いところであります。こういったところから、大変貴重な場所でございますので、現在いろいろな活用につきまして庁内で検討しているところでございます。

（甲斐市菖蒲沢地域の太陽光発電所建設について）

保延委員　　　　あと１点。甲斐市の元双葉町の菖蒲沢の辺に。この前、茅ヶ岳の東部農道を走っていましたら、大分木を伐採して、今そのままの状態になっていますので。あれは、うわさでは聞いていましたけど、太陽光発電所を建設するという話の

ようですが、何か２カ所でやるんですか。その辺の内容を教えてください。

芹沢森林環境総務課長　甲斐市の菖蒲沢の地域におきまして２カ所、太陽光発電の届け出、アセスの環境影響評価の届け出がありまして、これにつきまして判定をした結果、アセスメントにつきましては調査をして、環境保全に注意を払うということで、約２９ヘクタールですか、太陽光の発電所を設置するというような状況です。以上でございます。

保延委員　　２９ヘクタールという広い所有地ですよね。それが今、丸裸になっているということで、例えば洪水の対策とか。南側に集落がありますので、そういった災害への対策措置、そういったものは何か指導しておりますか。

江里口森林整備課長　菖蒲沢につきましては、伐採をするということで、事業者から伐採届が甲斐市に出されておりまして、今、伐採が終わったところと途中のところがあると聞いております。

基本的に立木の伐採の後で、根を掘って取っていくと、それは開発行為に当たりますので、１ヘクタールを超えれば、林地開発許可が必要になります。

あそこの現状につきましては、まだ、立木の伐採のみされたところです。なぜ根株の除去が開発に当たるかというと、先ほど委員御指摘のように、洪水の危険とか、土砂の流出の防止という意味で、この根株というのは大変重要なものであるということからです。

今後、太陽光発電とか、何らかの開発をする場合であれば、先ほどのアセスについての指導と別に、森林法の１０条の２の林地開発の許可は当然必要になりますので、もし、そういう状況になれば、防災の面とか、洪水の面とか、そういうものの規定の基準がクリアしているかどうか、全てチェックをして許可の判断をします。許可されなければ、伐根の除去を伴うような開発行為はできないということでございます。

保延委員　　いずれにしても、伐根まではしないということでありますけど、あれだけの広大な土地が。いずれにしても、よく災害が起きないように指導を徹底してもらって、大雨のときなんかに、そういう災害が出たときに、下が住宅地でありますので、しっかり取り組んでもらいたいと思います。

江里口森林整備課長　そういう災害が起きることのないように、甲斐市とも連絡をとり、情報の共有をしてまいります。もし起こりそうであれば、未然防止に資する対策についても市とも協議していきたいと思います。

（清里の森の再整備について）

浅川委員　　森の４９ページの清里の森の再整備について何点かお伺いします。

まずこの計画の内訳について、説明をしていただけますか。

島田県有林課長　清里の森の再整備事業ということで、こちらの委員会で説明させていただいた予算の内訳ということですが、明年度は実施設計、音楽堂の改修、それから、眺望の支障となる生長したカラマツの伐採、傷んだ道路の補修、この４つについて、予算の中で実施していく計画です。

浅川委員　　これは２６年度から何年か、３年計画ぐらいで実施していくんですね。

島田県有林課長　全体の計画につきましては、コンクリートでできた建物も結構多いものですから、その耐用期間等を考えまして、平成５９年までと長い期間をかけて直すということにしておりますけれども、できるだけ老朽化しているものを早く直したいということで、まず第１期を平成３４年度。その中でも特に必要な、先ほども申しました音楽堂ですとか、道路とか、そういったものを、３４年までの早い期間に実施していくという形で考えております。

浅川委員　とりあえず音楽堂と道路について、この間、何か間伐、伐採等の話も、ちょっと聞いたような記憶があるんですけど。

島田県有林課長　来年度実施するのが音楽堂の改修を、まず実施します。それから、その他の建物につきましては、来年度実施設計をします。それから伐採についても、すぐに来年度からできますので、支障となるようなもの、景観上、伐採の必要なもの、そういったものを来年度から伐採をします。

浅川委員　一つ一つ、かなりいろいろな課題が多いんですが、今お話をしました音楽堂も、かなり付近もぼろぼろですし、中の椅子。可動式というんですか、折り込める方式をとっておりまして、非常に評判が悪いんですよね。鳴ったり、あと背もたれがないですよね。この辺は、どういう考え方で進めていくんですか。

島田県有林課長　委員御指摘のとおりでございまして、非常に古くなりまして、歩くと床がきしむ音がして、音楽堂として非常にふさわしくないと。それから、背もたれもありませんので、お年寄りとか子供が疲れてしまう。これにつきまして、普通の背もたれのついた、今は音楽堂用の可動式の製品がありますので、そういった専門のものに変えていくように考えております。

浅川委員　音楽堂はいいですけど。あれは清里、八ヶ岳全体の貴重な、我々が大切にしてきた財産であって、あそこに立派な噴水がついているんですが、噴水の周りは、もう完全にコンクリートが壊れて、噴水も水を上げているの、今、見たことないんですが、この辺は、どう対応していくんですか。

島田県有林課長　噴水につきましては、今、機能もしていないということで、それから、その周りがれんがでできておりますけれども、れんがが非常に破損がひどくなってきておりますので、あのあたりを大々的に、噴水でなくて。非常にあそこは音楽堂も近かったり、森のプラザの前で中心となる施設ですので、高原の郷土種を使っての植栽や花等を植えまして、開放的な緑を生かしたような空間にリニューアルしていく。

先日御説明させていただきました再整備計画では、センタースクエアという仮称をつけてございますけれども、そういった広場に改修をしていくように考えております。

浅川委員　ちょっとばらばらしちゃいますけど、実は、あそこはオープンした当初、噴水の横に、たしかアサヒビールのだったと思うんですが、立派なレストランがありましたね。それが、もう１年か１年半で撤退して、今、空き家同然のような、物置みたいな状態になっていて、本当に見苦しい部分があるんですが、その辺は今後どういうふうな対応をしてくれるのですか。

島田県有林課長　レストランが入っていたということで、森のプラザという建物ですけれども、

今ずっとあいているということで、大分、外装、内装とも、かなり補修が必要な状況になっております。そこで、外壁の補修、それから内装、空調ですとか電気設備、そういったものを大幅な改修をして整備をしていくと。
　また、ちょうど、今説明しましたセンタースクエアに面する施設ということでふさわしい形で整備をしてまいりたいと考えております。

浅川委員　　その管理棟の後ろに体験工房がありますよね。木工だとか。この辺は、これも多分かなり傷んでいて、閉鎖しているようなところも何カ所かあるように思うんですが、この辺はどうですか。

島田県有林課長　体験工房は木造施設でありまして、そうはいいましても、まだ耐用年数がございますので、補修をしていくような形で来年度、実施設計を考えております。その中に入っています教室につきましても、今、先ほど御質問がありました森のプラザと併用しておりますけれども、補修をしてまた木造の工房のほうに入っていただき、使っていくようなことを考えております。

浅川委員　　もう一つ、味とファッションのモール、ありますね。これは今、全部入っていますか。

島田県有林課長　味とファッションのモールにつきましては８店舗ありまして、現在、全部埋まっております。

浅川委員　　もう一つ、私、細かく見た中に、地域振興、地域交流、地域連携みたいなことが書いてありましたが、この辺は、どういうことを目途とした地域連携だか、地域振興ということを考えているんですか。

島田県有林課長　今回の再整備に当たりまして、そういったハードの改修のみでなくて、地域連携といったようなソフトの面でも考えていかなければならないということで、現在お話しさせていただいたのは、キープ協会が横で環境教育事業等をやっておりますので。また小道で清里の森とはつながっている部分もありますので、一緒になって、お互いに盛り上げていくことができないかといった相談はさせていただいております。
　それから、観光振興協会のほうにもお声がけさせていただきまして、今、駅前のレンタル自転車等がありますので、そういったものと清里の森が連携できるようなもの、これはまだ具体的なお話をさせていただいておりませんけれども、アンケート等、そういったものを今、とらさせていただいております。
　それらを踏まえまして、来年度から、そういった実際の連携といった取り組みを進めてまいりたいと考えております。

浅川委員　　今、清里観光振興会の話が出たんですが、実は味とファッションのモールを、あそこへ出店する企業なりお店は清里観光振興会に加入するというのが多分、前提条件で書かれていると思うんです。それは多分守られておりませんし、その辺の部分は今後見直していただきたい部分であります。その辺は何か、そこの中に書いてありますか。

島田県有林課長　申されるように、その出店したところが、その振興会に入るといったところについては承知していないところがありましたので、少し調べさせていただきたいと思います。現状は入っていないということは今お聞きしました。

浅川委員　　　　将来の問題だから、時間がかかるかもしれませんけど。本当に、ちょっとこんな長時間かけていて済む問題じゃなくて。やっぱり今、富士山が世界文化遺産だと言われているときに、八ヶ岳って字が、こういうものの中に入っていますか。ここぐらいのものですよ。ぜひ我々の大切な財産を、私ども山梨県のために応援しているんです。だから、こんなぼろぼろの中で、よそから来たお客さんに満足ができるわけでもないし。答えがないから言いますけど、八百何十件の中に何件か、まだ出られたり、家賃払っていないところもあるし、また、あの大きい法人はかなり、もう出ていっちゃっていますよね、現実。こういうところを、やっぱり見るときには、ちょっと強力な予算を組んでいただいて。ここを、少しずつ直しても、どうしようもないと思います。せっかくですから、ことし設計をして、来年度なり、ここ二、三年の計画の中で全部実現できるようにしていかなければ、私ども地域としても、逆に迷惑のような部分がありますので、この辺は林務長が理事長ですよね。理事長の熱意をいただいてやめますけど、お願いします。

長江林務長　　　この清里の森、県にとっても、地元にとっても、また別荘の住民の方にとっても大変大事な観光拠点でございますけれども、御指摘のとおり、大分老朽化してまいりました。私どもも、できるだけ早い段階で、立派な、きれいなものにしていきたいということもあります。財源が借地料といいますか、住民の方の負担が財源でございますので、その中で許す範囲で、可能な限り目立つところ、問題の大きいところから早急に対応できるようにというふうにスケジュールを組んでみたところでございます。

進めながらも、いろんな地元の方からも御意見を伺いながら、その効果が早く及びますように努力してまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

浅川委員　　　　期待しています。

（環境省の災害等廃棄物処理事業について）

安本委員　　　　今回の大雪の被害への支援対策についてお伺いをしたいと思います。

初めに、倒壊した農業用ハウス等についての撤去等についての支援策ですけれども、環境省のほうも災害等廃棄物処理事業ということで補助事業、今回の事業、適用するという発表が３月３日の日にあったと思います。同日付で農水省は、１回目の発表よりもさらに上乗せをして、被災された農業者の方を対象に、その撤去、運搬、処分の農業用ハウス等について、国が定額で、農業者に負担のないように、国が２分の１、残りを地方公共団体。しかも地方公共団体のほうについては、その後、特別交付税措置をするというような発表がありました。

２つの事業がそれぞれあるわけですけれども、まず環境省の災害等廃棄物処理事業って、どういう補助事業なのか、お伺いをしたいと思います。

保坂環境整備課長　環境省の事業名ですけれども、災害等廃棄物処理事業という事業でございまして、事業主体が市町村、または一部事務組合も含みます。対象事業としましては、市町村が災害等の事業のために実施した生活環境保全上、特に必要とされる廃棄物の収集――撤去も含みます――運搬及び処分に係る事業に対して補助がありまして、補助率とすれば、国が２分の１見ていただけると。その後、市町村負担分２分の１、５０％のうち８割を特別地方交付税で措置をされるということですので、市町村の実質負担は１０％になるということです。あ

と採択要件でございますけれども、一市町村の事業費が４０万円以上、積雪の深さですね。これが過去１０年間の最大積雪深の平均値を超え、かつ１メーター以上ということで、山梨県が該当している。以上でございます。

安本委員　　私とか、被災された農業者の方からすれば、環境省の補助事業もあると。農水省の補助事業もあると。片方は自分が事業主体で、片方は市町村がやってくれると。どっちをとればいいのかなとかと迷っていらっしゃる方もいるかと思うんですけれども、根本的に、この２つのところで、もし違いがあったら教えていただきたいと思います。

保坂環境整備課長　まず農水省の補助事業のほうでございますけれども、ポイントとしましては、被災農業者が経営を再開するに際して補助されるものであるということであります。それで、事業内容が倒壊した農業用ハウス、棚等の撤去、運搬、処分ということと、あと助成対象者が経営を再開しようとする被災農業者ということです。それに対して環境省のほうの事業は、農業用のハウス等ばかりではなくて、先ほど話をしましたように、市町村が生活環境保全上の観点から必要だと判断したものが対象になるということで、範囲が広くなっております。それから、事業主体が市町村ということで、ここのところが違っております。

安本委員　　ポイントを絞りたいんですけれども、農家の方は後継者もいなくて、これからまた再建するには大変だから、もう事業は続けないんだけれども、何とか撤去しなきゃいけないと。そういう方は、農水省のほうは対象にならないけれども、環境省のほうの補助金は対象になるということでよろしいですか。

保坂環境整備課長　そのようになるということであります。

安本委員　　環境省のほうは県は入っていないと思うんですけど、市町村が事業主体で直だと思うんですけれども、こういった情報は市町村のほうには行っているんでしょうか。

保坂環境整備課長　今回、適用範囲等の見直しを環境省のほうでした際に通知等がありましたので、それを第一報という形で市町村に通知をさせていただいています。

この後、環境省の事業につきましては、市町村が実施主体でございますので、市町村の職員が、この制度をよく知っていなければならないということで、来週、火曜日に市町村を集めて、環境省の職員の方に来ていただきまして、事業の説明会をさせていただく予定でおります。

安本委員　　非常に心配しているのは、例えば、農業、ビニールハウスとか続けることは考えていないんだけれども、自分で先に撤去してしまった、していると。そういったものは自分の費用負担されているときに、この市町村がやる環境省の補助事業、後からお金戻ってくるのかなということが心配されていると思うんですけど。環境省の方が来て説明してくださるということですが、できるだけ、その場で対応ができるようなＱ＆Ａのようなものも、ぜひ準備をしていただいて、どっちの事業がどういうふうに市町村としても進めていくのかというのが明確に説明できるような形で、ぜひきめ細やかに説明会を開催していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

保坂環境整備課長　委員のおっしゃるとおりかと思います。とにかく短時間で制度を理解して

いただくということで、市町村の職員の疑問点等、あらかじめいただけるものはいただいて、環境省の職員に連絡をするなり、当日、質疑等で。その後も、また県が間に入るなりして、市町村に直接でも、環境省に確認をして進めていくようにしたいと考えております。

（森林環境部関係の雪害被害について）

安本委員　よろしくお願いします。

次に、森林環境部関係の被害のことですけれども、２月２４日に県議会に雪害対策本部会議で説明資料をいただきまして、農業サイドは、農業用といっても、畜産、それから水産まで含めてということで、話がありましたけれども、２月２４日の森林環境部の被害対応についての報告の中に、特用林産施設等というのがありまして、きのこ栽培ハウス、木材加工施設の倒壊・損壊等の被害というふうにありました。引き続き被害状況を調査中ということなんですけど、森林環境部関係ですと、山の途中のトイレとか、いろんなものもあって、そこはまだ雪が深くて入れないというようなことだろうと思いますけれども、ここにあります、きのこ栽培ハウスとか、木材加工施設の倒壊・損壊等の被害について、被害状況、現在わかっていることを教えていただきたいと思います。

田邊林業振興課長　特用林産施設、木材加工流通施設の被害状況につきまして、３月３日現在の暫定値でございますが、御説明させていただきます。

きのこ栽培ハウスの倒壊・損壊は３３事業者で９２棟。被害額は１億３,４００万円程度ということであります。また、製材工場等の木材加工流通施設の倒壊・損壊は１８事業者で３４棟。被害額は現在まだ調査中でございまして、理由は、農業ハウスと異なりまして、製材工場等は、加工機械等もございますので、実際メーカー等の詳細な調査がなければ被害額が確定できないということで、調査中という形にさせていただいております。以上でございます。

安本委員　県のホームページを見ていますと、今回の雪害の支援対策のトップページがありまして、そこから農業用のところとか、一般住宅とか、分かれて確認できるようになっているんですけれども、例えばきのこ栽培ハウス、それぞれの方には、いろんな組合とか団体を通じて支援策が行っているのかもしれないんですけど、例えば、きのこ栽培ハウスの先ほどの瓦れきの撤去とか、再建への融資については、同じ農林水産省ですので、同じものが適用になるというふうには思うんですけど、改めて、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

田邊林業振興課長　特用林産施設につきましては、農林水産省、環境省、それから県による農業ハウス等の撤去、再建に係る事業が対象となります。また、木材加工施設についても、環境省による廃材の収集、運搬、処分に係る事業などが対象になります。以上でございます。

安本委員　でしたら、ちょっと群馬県も同じ被害がありましたのでホームページ見ましたら、林務としては林務で、ちゃんとホームページ上に、こういう助成制度、補助金、それから融資制度がありますということが掲載されておりまして、山梨県のほうも、ぜひ情報提供をお願いしたいと思います。

田邊林業振興課長　山梨県では県全体の被害状況や支援策につきましては、県のトップページから大雪に関する情報を選択することで確認することができますが、特用林産や木材加工施設についての情報につきまして、きちっとした情報、確実な情報

が整い次第、順次、助成制度の内容や相談窓口について、よくわかるよう、県のホームページに掲載する予定でございます。以上でございます。

（森林環境税の実施事業について）

望月委員　１点､導入後２年目になる､この２５年度の森林環境税の事業実施達成率と、それから非常に今心配しているのが、この２月の大雪による森林への被害、それらとあわせた事業達成の状況を、ちょっと教えてください。

江里口森林整備課長　森林環境税を活用した事業についての進捗状況でございますが、昨年は事業実施１年目ということで、実質３６０ヘクタールの実績でした。２年目になりまして、事業の周知が徐々に進んでいますので、ことしについては９６１ヘクタールを見込んで整備を進めていました。

先ほど委員からも御指摘があったように､先日の記録的な豪雪ということで、現在、まだ山の中に入れないような状況のところが多々ありまして、実質、作業がストップしているということです。そういった箇所につきましては、１日も早く現場に行けるように､今､事業者サイドでも除雪作業等もしていますが、雪崩とかの危険もあるので、現場に入れないということもありますので、翌年度に事故繰越をせざるを得ない箇所が出てくるかということで、今、その取りまとめをしている最中でございます。

ですので、その繰り越しせざるを得ない箇所につきましては、所定の手続をとって進めたいと考えてございます。

望月委員　初年度の２４年度のときも、やっぱり事業が達成できなくて、２５年へ相当繰り越しになったんですよね。それで、また、２５年度は今言ったような特別な雪害ということで、恐らく、まず山林の中へは入れないような状況もあるものですから、その被害の状況等も、大分、途中で倒木したり、また折れたりした、樹齢３０年から５０年ぐらいの木が相当あると思うんですよね。そういう中で、この２５年度の事業達成が、今言ったように、２６年度に繰り越されると、そういう話でありまして、今度、２６年度の予算の中で、どのような計画で、これを含めた、新年度の事業実施等を達成できるのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですが。

江里口森林整備課長　まず、今回、事故繰越をせざるを得ない箇所につきましては、２月まで仕事をしていましたので、おおむね７割強ぐらいは仕事が完了していまして、逆に言うと、最後の調整段階に来たときに、そういう雪の被害が出てしまったということですので、除雪というか、融雪が進めば、すぐにでも着手して、早期に終わらせることができると考えております。

平成２６年度につきましても､繰り越しの部分も含めて､事業量については、昨年度よりも２割増しぐらい多くやらないと事業達成できないかと考えております。今までは森林組合だけで事業を実施していましたが、新たに事業体も協力していただけるということで､森林組合と事業体と一緒になって整備を進めていくような段取りをとっています。また、事業を進めるに当たって、仕事の前段になる、場所を選定することが、なかなか大変ですが、一森林組合ですと、そういう情報もなかなか入らないということですので、県で持っている森林の情報を適時適切に、森林組合のほうにも提供して、そういう前段の時間を少しでも軽減を図って、１日でも早く進められるようにしていきたいと思っています。

望月委員　　今の話だと、２月の豪雪の前まで７割の事業が実施されているという話で、３割ぐらい残ると。これ、今回の場合、地域的じゃなく、全県下の雪害ですよね。それで今、業者の方も森林組合も心配するのが、この雪が解けて、どの程度まで、林道とか、作業道に道が開かれるのか。そういうことの中での、今度もし作業ができる状態になったときに、県下全域ですから、その作業の事業体が、どこでも、重なってくると思うんです。そうなると、今度、人が不足とか、機械が足らないとか、事業体が足らないとかという問題が、かなり出てくるんじゃないかと思いますが、県でどのように今、考えていますか。

江里口森林整備課長　今回の森林被害についてですけれども、まず先ほど言いましたように、奥地のほうはまだ入れない状況ですが、徐々に、里山とか、そういうところの被害の状況が県にも上がってきていまして、今、上がっているところが峡南地域の南部町、身延町のスギの林の幹折れの被害が多いという報告を受けております。

正直、まだ奥地のほうへ行っていませんので、どの程度の被害があるのか、まだ確認ができていない状態ですけれども、全県的に大規模に幹折れが出ているとかいうような報告は今のところ聞いていませんので、来年の事業につきましては、先ほど言いましたように、森林組合だけじゃなくて、ほかの林業事業体とも協力する中で、その労務の手配とかいうことで対応していきたいと思っております。

望月委員　　今、労務のほうの対応をしていきたいということですけど、これは労務の労力とか、また、この前言った事業体の確保、県のほうでできるという、そうした２６年度への事業が進捗できるということで理解していいですか。

江里口森林整備課長　労務については、今の労務体制の中でできると考えています。ただ、その地域的なことがありますので、その辺については県としても配慮していく必要があるというか、手配の協力はしていく必要はあると思いますけれど、全体としては、今の事業量を確保するだけの労力は確保していると考えております。

望月委員　　特に２６年度事業、また２５年度の今言っている雪害とか、そういうので繰り越しが入っていくと思うんです。２５年度と２４年度の関係もありましたけど、２６年度の事業執行、達成率を１００％としてもらうようにして、山梨の山林の景観というか、そういう整備を、ぜひお願いしたいですけど。

そこで、林務長に一言お願いしたいんですけど、今度の雪害に対して、今の森林環境税、この一部を活用できないかどうかというのを、林務長の考えをお聞かせ願いたいですが。

長江林務長　　今回、雪害で実は林野庁のほうでヘリコプターを飛ばしていただいて、空から見る限り、全山やられているというところはないんですが、先ほど課長からもありましたとおり、散発的に幹折れなどが生じてございます。

これが、どういうところで幹折れが生じているかといいますと、まさしく荒廃森林で、混み入って手入れができていない森林に被害が多いように見えますので、もともと森林環境税の事業の対象となるような場所がやられてしまったと考えています。手入れがされていないところが多く被害を受けたようにみられます。

そうであれば、周辺の地域を、いずれは森林環境税の事業で進めていくとい

う場所でございますので、一体的に対応していくことも可能ではないのかなというふうに、感触としてでございますけれども、受けとめてございます。
　これから、現場からいろんな被害の報告が入ってこようかと思いますが、そんな視点も含めて対応していきたいと考えてございます。

望月委員　　特に今回、緊急性を要しますし、また復旧、そうした山林の事業主、また所有者も非常に心配しておりますので、ぜひ、その辺を緊急性を持ってお願いしたいと思います。以上で終わります。

（林業の活性化について）

齋藤委員　　ちょっと今の望月委員にも関連する問題でもありますが、前政権から林業再生ということで、非常に力を入れながら、林業再生で雇用創出ということで取り組まれて、安倍政権になりましても、そういう方向で取り組まれております。いろんな事業を、森林加速法等々を通しても事業が出ておるわけですが、山梨県内として、この林業再生の政策が打ち出されて、今日、雇用面でどのぐらいの雇用がされてきたのかということを、お聞きしたいわけですが。

田邊林業振興課長　林業就業者の推移の状況でございますけれど、これは世界農林業センサス並びに国勢調査に基づいて、集計をしておりまして、直近のデータで９４８名の就業者がおります。これは推移でいいますと平成２年は１,１２５名でございましたが、それから５年後の集計で見ますと、ずっと減少を続けてまいりまして、一番の底が１７年ということで、８０９名となっております。
　その後、林業再生に係るさまざまな対策を実行してまいりまして、平成２２年度には林業就業者が９４８名とわずかながら増加に転じているということでございます。

齋藤委員　　多少でも増加に転じているということで喜ばしいことですが、もう一つ、林業にかかわる企業の参入という面で考えたときに、新たに参入した企業はありますか。

田邊林業振興課長　林業を活性化するために、従来の林業、産業だけではなくて、さまざまな事業者との連携を図りながら産業を少しずつ活性化して雇用を図ることが大切と考えておりますが、直近で申しますと、異業種と連携して新たな産業を創出している事例は、全国的にもちょっと注目がございます木糸といいまして、木の繊維から布を織って、それを衣服等に加工するということもやっております。それでもって何名が就業確保できたかという点は、不明ではございますが、そういった取り組みは各地で起きている状況でございますし、県も積極的な支援をしている状況でございます。

齋藤委員　　先ほどお話を聞いていても、やっぱり災害等々もあったりして、業者の不足ということも考えられるわけでありますが、しかし政府も林業に力を入れて、林業の再生をやろうということを考えている以上は、そこに新たな雇用を創出するためには、企業の入りやすい環境づくりというものも取り組んでいかなければ、今以上の森林環境税を取り入れて整備しようといっても、なかなか人が不足して前に進まないというような問題が現実的に起きておるわけでありますので、参入しやすい環境づくりというものをつくっていく必要があると思うんですが、その辺はいかがですか。

田邉林業振興課長　委員御指摘のとおり、やはり、そういったさまざまな業種が林業と連携して産業を創出していく環境づくりというのは非常に大切なことだと考えております。県では、そういったことをバックアップするために、例えば今年度、ソーラーパネル用の木製家電の開発に当たりまして、木製品の開発を支援するほか、あとは県の林業普及指導が相談窓口となって、いろんな企業との事業の連携や販路の開拓、マッチングなどのサポートもしているところでございます。

あと、こういった新たな木製品を開発しながら、新たな産業を創出していくという観点で、県では県総合理工学研究機構におきまして、例えば竹を家畜の飼料として活用する研究などを行っておりまして、新たな用途の開発を進めておりまして、こういった他分野との連携を進めまして、新たな商品開発、新たな消費者ニーズを開拓して、幅広い木材の需要拡大を進めて産業の活性化に努めてまいりたいと考えております。

齋藤委員　産業の活性化という問題よりか、やっぱり私が言っているのは、林業に取り組んでくれる業者、言うならば、管理したり手入れをしてくれる業者、そういうものを創出していく必要があると思うんです。山梨県の県土は７８％が山林であるということを考えると、かつて、やっぱり山梨県は林業県だと言われてきたんです。ですから、それだけに、今、林業に取り組む業者も少なくなったという時代を迎えておりますが、林業の再生ということを考えると、林業に取り組める環境づくりというものを県もしっかり考えていくべきだと。

その一つの中に、私が考えるに、森林組合等々があります。その森林組合等の組織が、逆に新たな企業参入するものに障害があるんじゃないかというふうなことすら実は言われておるわけですが、そういうことを情報としてつかんだり検討してみた過程がありますか。ちょっとその辺を教えてください。

田邉林業振興課長　森林組合は森林所有者の経済的地位向上を図るための一つの協同組合、協同した組合であると考えておりまして、組合の活動は法令によって、員内利用・員外利用という形で決められておりまして、その枠の中で活動することとなっております。以上でございます。

齋藤委員　いろんな県の事業で森林組合に委託してやっている事業がありますね、森林組合に。やっぱり、そういう事業を、もちろん森林組合に委託してやることも結構ですが、民間の企業に委託しながらやっていくという道もある程度、道を開いていかなければ、新しく参入する企業は出てこないというふうに私は思うんですが、その辺の考え方はいかがですか。林務長、どうですか。

長江林務長　御指摘のとおりでございまして、森林・林業関係の仕事ですね。山の仕事について、森林組合が主体になっていて、なかなか民間のほうで入りにくいなという話は全国的にも時々話題に出ることがございます。そういう中で、今、森林組合だけじゃなくて、民間の会社であっても、森林経営計画という山を取りまとめる計画をつくりますと、その下になれば直接補助金を受けられる仕組みは国の制度としてはでき上がってございます。

そういう中で、制度的には風穴といいますか、があいた状態になっておるんでございますが、やはり森林組合というのは森林所有者の組合でございますので、森林所有者を取りまとめることにかけては、やっぱりノウハウの蓄積がございますので、なかなか民間事業体が民有林をまとめる仕事まで、実例はあるんだけれども、まだ少ないという状況でございます。

そういう中で、幅広く事業体のほうにも活用していただくという観点から、

森林情報について、山の整備に使う場合には個人情報とかの部分について一部抜ける部分があって、登記情報ですとか使えるようにも法整備がされてきておりますので、そういったことも、民間の会社形態の事業体の方々にも周知をさせていただいたりもしておりますので、あとは、そこから事業体の頑張りどころかと思っておりますので、決して森林組合だけということではなく、幅広く事業体の育成をしていきたいと考えてございます。

齋藤委員　　わかりました。いずれにいたしましても、もちろん森林組合もしっかり育っていかなきゃならないことは重々わかっておるわけですが、やっぱり森林組合だけでは守り切れない分野も実はあります。ですから今、林務長がおっしゃったように、民間の企業も参入できるような、そういう道筋をしっかりつけて、山梨県の森林をしっかり守っていくという姿勢も必要だと実は思います。

特に森林環境税を取り入れてやっておる山梨県でありますので、そういう意味では、一般企業者も関心は持っていると思うんです。ですから、総員で、その道をあけるという姿勢で、新たな角度を持って取り組んでもらえれば幸いだなと思うわけですが、最後、その点、林務長でも、部長でも結構ですから、ひとつお答え願いたいと思います。

長江林務長　　先ほど森林環境税の話で江里口課長から説明させていただきましたとおり、ことしから民間事業体の方々も参画いただいているという格好でございます。ただ、まだ、やはり取りまとめのほうは森林組合がして、お手伝い的なところから入っていくのかなと思いますけれども、いずれにいたしましても、民有林の事業についての経験を事業体の方も積んでいただくことによって、ゼロから自分でまとめるというところにも進んでいける足がかりになるのかと思いますので、そんなことで幅広く事業体の育成をしていくように促していきたいと考えてございます。

齋藤委員　　よろしくお願いします。以上です。

その他
- 委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告については委員長に委任された。
- 閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。

以　上

土木森林環境委員長　　山田　一功